

令和3年度

第9回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和3年12月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和3年度第9回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画（案）について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 利用権の中途解約に係る通知の受理について
- 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第4号 時効取得を原因とする農地について

## <出席委員>（ 8名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 2番委員：佐川 順一郎 |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 紀久嗣  |
| 5番委員：鈴木 孝一  | 6番委員：井口 峰幸  |
| 7番委員：小高 康熙  | 8番委員：矢代 とみ江 |
| 9番委員：末吉 章二  | 10番委員：渡辺 忠洋 |

## <欠席委員>（ 0名）

## <出席職員>

【事務局長】秋山 賢次   【事務局】伊嶋 孝行   寺井 絵里

開 会（午後 2 時 0 0 分）

事 務 局 長  
（ 秋 山 ）

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和 3 年度第 9 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、10 名全員の出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議 長  
（渡辺会長）

（渡辺会長あいさつ）

本日はお忙しい中、令和 3 年度第 9 回総会にお集まりいただきご苦労様です。委員の皆様におかれましては円滑な議事進行についてご協力くださいますようお願いいたします。

なお、質問に関しては議案に関係ある内容のものとし、現地調査報告にあたりましては調査担当委員の調査実施結果について意見を付するようお願いいたします。

それでは議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

1 番の加曾利委員、2 番の佐川委員に申し上げます。

早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局  
（ 寺 井 ）

2 頁をお開きください。今回も複数の申請案件が提出されておりますので、先に一括して事務局で説明を行った後、1 件ずつ審議をお願いいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 49。所在・地番：弓木〇〇番。地目：畑。地積：1,593 m<sup>2</sup>他 2 筆で合計 3 筆 2,091 m<sup>2</sup>。権利者：茂原市吉井下〇〇番地〇〇〇氏。義務者：茂原市早野〇〇番地〇〇〇〇〇氏。事由：譲受人/譲

渡人の要望に応じる。譲渡人/耕作・管理が困難なため譲受人に譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 50。所在・地番：松尾字松尾原〇〇番。地目：田。地積：1,186 m<sup>2</sup>。権利者：大多喜町湯倉〇〇番地〇〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町湯倉〇〇番地〇〇〇氏。事由：譲受人/交通の便の良い申請地を取得し、施設野菜を作付したい。譲渡人/高齢で耕作困難であるため、譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：贈与による所有権移転。

番号 51。所在・地番：横山字駒場〇〇番。地目：田。地積：1,136 m<sup>2</sup>他 1 筆で合計 2,157 m<sup>2</sup>。権利者：大多喜町横山〇〇番地 株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇氏。義務者：茂原市押日〇〇番地〇〇〇氏。事由：譲受人/現在借地にて営農している小土呂のバラ園を国道沿いの集客し易い場所に移転し、切花等のバラ関連商品の販売促進を進めるため申請地を取得したい。譲渡人/今後も耕作予定がなく、バラ園に協力するため無償譲渡する。権利内容：贈与による所有権移転。

番号 52。所在・地番：横山字細谷〇〇番。地目：田。地積：1,021 m<sup>2</sup>他 1 筆で合計 2,042 m<sup>2</sup>。権利者：番号 51 に同じ。義務者：大多喜町上原〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/国道沿いに移転するバラ園の切花等のバラを生産する土地として取得したい。隣接地も取得済みのため一体として利用する。譲渡人/耕作を依頼していた方ができなくなったため売却したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 53。所在・地番：横山字駒場〇〇番。地目：田。地積：1,021 m<sup>2</sup>。権利者：番号 51 に同じ。義務者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/番号 52 に同じ。譲渡人/相続をしたが自分で耕作することができないため売却したい。権利内容：売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては 4 頁に掲載しております。

事務局からの説明は以上です。

議 長  
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。番号 49 につきましては森委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

森 委 員  
( 3 番 )

12 月 4 日に現地確認を実施しましたのでご報告いたします。  
申請地は資料の案内図に示してある場所となりますが、〇〇番は地目・現況とも畑となっています。〇〇番は地目は畑となっていますが現況は田で現在は休耕しています。〇〇番は地目・現況とも田で現在は休耕しています。売買による所有権移転という申請で

すが特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (渡辺会長) ご苦労様でした。森委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議場 ——— 「なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) それでは他にご質問がないようですので、番号 42 について許可することとしてご異議ございませんか。

議場 ——— 「異議なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) 異議なしと認め、番号 49 につきましては許可することによって決定いたします。

続きまして、番号 50 につきましても森委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

森委員 (3番) 12月3日に現地確認を実施しましたのでご報告いたします。

申請地は西小学校の裏にある清水モーターの町道を隔てた反対側となります。現況は休耕田ですが大変良く管理されており、きれいに草も刈られておりました。特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (渡辺会長) ご苦労様でした。森委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議場 ——— 「なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) それでは特にご質問がないようですので、番号 42 について許可することとしてご異議ございませんか。

議場 ——— 「異議なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) 異議なしと認め、番号 50 につきましては許可することによって決定いたします。

続きまして、番号 51・52・53 につきましては矢代委員が現地調査を担当されました。権利者が同一であり関連する案件ですので一括してご報告をお願いします。

矢代委員  
( 8 番 )

12月1日午前中、代理人不動産業者の〇〇氏に聞き取りを行い、現地調査を実施して参りましたのでご報告いたします。

申請地は会議資料の案内図に示してある場所となりますが、番号51は国道297号線の白山台交差点を市原方面に直進し、100m先を右折し、80m程度進んだ位置となります。義務者の方は今後も耕作する予定もないため土地を利用してくれることは有難く、バラ園開園に向けて協力したく土地を無償で提供して下さるとのことです。権利内容は贈与による所有権移転となっておりますが、贈与税の関係も調べてあり了解済みとのことです。

番号52、番号53については資料の位置図にありますように、いずれも番号51の隣接地となります。義務者の両名は自分で耕作することができないため売却したいとのことです。権利者は現在経営している場所が借地のため、国道沿いにバラを生産する土地として自分の土地を購入してバラ園を経営したいとのことです。隣接地も既に取得済みのため一体として利用したいということで、耕作放棄地だった土地の整地が進んでおりますので問題はなく、許可相当にふさわしいと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長  
(渡辺会長)

ご苦労様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

小高委員  
( 7 番 )

申請者の方は数か月に渡ってこういう案件が徐々に出て来ておりますが、通常だと単発案件が多いのでその時に説明して理解が得やすいと思うのですが、この案件は一連で複数出てきていおり、一団の土地を利用してバラ園を経営したいという意向ですので、私としては全体像が示されると考えやすいと思います。これは事務局への依頼も含まれるかも知れませんが、図面で今まで取得した土地を示していただき、今回はこの場所ですよとご説明していただくと関連性が見えて理解しやすいと考えるのですが。

4月から農業委員としてやって来て、目で見て分かりやすい、より良い説明方法についての工夫があった方が納得しやすいと思うのですがいかがでしょうか。

矢代委員  
( 8 番 )

私なりに今まで申請があった場所を図面に印を付けたものがありますので、参考として回覧させていただき、委員の皆さんにお示ししたいと思います。申請者の計画が全部完了したら事務局が地面等で皆さんにお示しする考えがあるのかも知れませんが、今回は私が当該地区の担当委員でもありますので、手持資料として使

用しているものを参考として見ていただきたいと思います。

議 長  
(渡辺会長)

よろしくお願いいたします。

事務局にお願いですが、今の小高委員のご意見は非常に参考になるものですので、申請者がこれまでに取得した土地について図面で示せばお願いしたいと思います。

事 務 局  
(伊 嶋)

途中まで画像データで整理してありますので、次回総会の際に参考資料としてお示ししたいと思います。

議 長  
(渡辺会長)

今までこういうケースはなかったもので、事務局は大変でしょうがよろしくお願いいたします。

それでは議事に戻りますが、何か他にご質問はございますか。

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長  
(渡辺会長)

それでは他にご質問がないようですので、番号 51 について許可することとしてご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長  
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 51 につきましては許可することで決定いたします。続きまして、番号 52 について許可することとしてご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長  
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 52 につきましては許可することで決定いたします。続きまして、番号 53 について許可することとしてご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長  
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 53 につきましても許可することで決定いたします。

議案第 1 号については以上です。

続きまして議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

5 頁をお開きください。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 5 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 25。所在・地番：猿稻字西根古屋〇〇番。地目：畑。地積 1,009 m<sup>2</sup>他 1 筆で合計 2 筆 1,061 m<sup>2</sup>。農地種別：3 種。農用地区域：外。権利者：大多喜町猿稻〇〇番地 有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町猿稻〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：町内で建設資材の販売や土木工事の請負業を営んでおり、今まで借地で資材置場を確保してきたが、スペースが不足してきたため、会社に近い資材置場を確保したいので、申請地を取得したい。転用を伴う所有権移転。

なお、本件につきましては 8 月総会で一度許可相当となり、県からも 9 月付けで許可証も発行されておりますが、申請から 1 筆漏れていたということで、本日報告の第 5 号であげさせていただいておりますが、一度この申請の取消しを行い、再度今回の申請を行うものです。

事務局からの説明は以上です。

議 長  
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。番号 25 につきましては小高委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

小高委員  
(7 番)

本件につきましては、事務局より説明がありましたが 8 月の総会で皆様にご審議していただき、許可相当として決定となった案件を申請者が会議資料 23 ページに記載してあります取下げを行い、今回 2 筆で再申請を行いましたので 2 回目の現地調査を行って参りました。

現地調査は 11 月 29 日の 9 時から申請者代理人の〇〇氏及び事務局 2 名立会いにより実施しました。申請地は前回申請したいすみ鉄道資材置場の隣接地で、前回申請地に接している隣の土地となります。現況は 20 年程前に盛土がされており、碎石が入っているため農地としての回復は困難であると思われます。隣接地は宅地や道路、雑種地だけで営農地はありません。今回追加された 1 筆は車両の回転場という目的で利用したいとのことです。なお、前回調査報告時にもコメントで出ささせていただきましたが、申請地を資材置場として使用するというので、申請地周辺が住宅地となっていることもありますので、砂などが飛散しないよう防止策を施してもらいたいと今回も出ささせていただきました。報告は以上です。ご審議の程よろしくお願いたします。



議長 (渡辺会長) ご苦労様でした。小高委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議長 場 ——— 「なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) それでは特にご質問がないようですので、番号 25 について許可相当とすることとして異議ございませんか。

議長 場 ——— 「異議なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) 異議なしと認め、番号 23 につきましては許可相当とすることで決定いたします。

議案第 2 号については以上です。

続きまして議案第 3 号「農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画(案)」を議題といたします。

なお、本案件の整理番号 3-24 は小高委員自身が、3-25 は森委員の同居親族が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により当該案件の審議開始から終了までは小高委員及び森委員には退室していただきます。

まず小高委員の退室をお願いいたします

～ 小高委員退室 ～

議長 (渡辺会長) それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 (寺井) 6 頁をお開きください。

議案第 3 号「農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。

1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり

2. 公告を予定する日：令和 3 年 12 月 9 日

なお、議長からご説明のありましたとおりでありますので、最初に整理番号 3-24 からご説明いたしますので、ご審議をお願いいたします。7 頁をお開きください。

～ 整理番号 3-24 朗読説明 ～

なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては 13 頁に掲載してあるとおりでございます。事務局からの説明は以上です。

議長 (渡辺会長) 整理番号 3-24 について、事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議長 場 ——— 「なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) ご質問がないようですので、整理番号 3-24 について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議長 場 ——— 「異議なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) 異議なしと認め、整理番号 3-24 は原案のとおり決定することとします。  
それでは小高委員の入室を認め、森委員には退室をお願いいたします。

～ 小高委員入室・森委員退室 ～

次の案件につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局 (寺井) 整理番号 3-25 につきましてご説明いたします。8 頁をお開きください。

～ 整理番号 3-25 朗読説明 ～

なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては 13 頁に掲載してあるとおりでございます。事務局からの説明は以上です。

議長 (渡辺会長) 整理番号 3-25 について、事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議長 場 ——— 「なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) ご質問がないようですので、整理番号 3-25 について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議長 場 ——— 「異議なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) 異議なしと認め、整理番号 3-25 は原案のとおり決定することとします。

それでは森委員の入室を認めます。

～ 森委員入室 ～

続きまして整理番号 3-26 以降の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局  
(寺井)

ご説明いたします。9頁をお開きください。  
～ 整理番号 3-26 から 3-29 朗読説明 ～

なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては13頁に掲載してあるとおりでございます。事務局からの説明は以上です。

議長  
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。整理番号 3-26 から 3-29 につきまして、ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議場

———— 「なし」の声あり ————

議長  
(渡辺会長)

ご質問がないようですので、整理番号 3-26 から 3-29 について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長  
(渡辺会長)

異議なしと認め、整理番号 3-26 から 3-29 については原案のとおり決定することとします。

議件は以上でございます。

それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。

事務局  
(寺井)

14頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。

番号 24。所在・地番：下大多喜字宮下〇〇番。地目：田。地積：1,834㎡他9筆で合計10筆12,200.84㎡。登記原因・日付：相続・令和3年6月24日。権利者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 25。所在・地番：湯倉字向原〇〇番。地目：田。地積：231㎡他12筆で合計13筆11,521㎡。登記原因・日付：相続・令和3年11月1日。権利者：大多喜町湯倉〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 26。所在・地番：宇筒原字下堀〇〇番。地目：田。地積：194㎡他17筆で合計18筆9,104㎡。登記原因・日付：相続・令和3年11月22日。権利者：大多喜町宇筒原〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 27。所在・地番：市川字方丈谷〇〇番。地目：畑。地積：52㎡他2筆で合計3筆3,539㎡。登記原因・日付：相続・令和3年11月15日。権利者：大多喜町市川〇〇番地〇〇〇〇〇氏。

番号 28。所在・地番：板谷字曲り田〇〇番。地目：田。地積：390 m<sup>2</sup>他 40 筆で合計 41 筆 16,009.30 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続・令和 3 年 11 月 5 日。権利者：大多喜町庄司〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 29。所在・地番：湯倉字屈形〇〇番。地目：田。地積：128 m<sup>2</sup>他 31 筆で合計 32 筆 19,448.30 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：相続・令和 3 年 11 月 22 日。権利者：大多喜町小苗〇〇番地〇〇〇氏。

報告第 1 号は以上です。

報告第 2 号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号 14。所在・地番：柳原字鶉浪ヶ淵〇〇番。地目：田。地積：694 m<sup>2</sup>他 7 筆で合計 8 筆 6,544 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町大多喜〇〇番地〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町部田〇〇番地〇〇〇〇氏 茂原市道表〇〇番地 亡〇〇〇〇相続財産管理人 弁護士 〇〇〇氏。事由：借受人死亡のため。

番号 15。所在・地番：柳原字中道〇〇番。地目：田。地積：238 m<sup>2</sup>他 2 筆で合計 3 筆 789 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町大多喜〇〇番地〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 16。所在・地番：西部田字川島〇〇番。地目：田。地積：356 m<sup>2</sup>他 2 筆で合計 3 筆 4,414 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町西部田〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 17。所在・地番：船子字西前〇〇番。地目：田。地積：2,559 m<sup>2</sup>他 1 筆で合計 2 筆 5,697 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町船子〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 18。所在・地番：横山字門前原〇〇番。地目：田。地積：1,126 m<sup>2</sup>他 2 筆で合計 3 筆 2,959 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 19。所在・地番：横山字八ツ崎〇〇番。地目：田。地積：1,077 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 20。所在・地番：横山字岡名〇〇番。地目：田。地積：320 m<sup>2</sup>他 1 筆で合計 2 筆 858 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 21。所在・地番：横山字長街〇〇番。地目：田。地積：611 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 21。所在・地番：横山字細谷〇〇番。地目：田。地積：1,021 m<sup>2</sup>他 1 筆で合計 2 筆 2,042 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町上原〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 23。所在・地番：小土呂字金字曾〇〇番。地目：田。地積：2,602 m<sup>2</sup>。貸付人：市原市鶴舞〇〇番地〇〇〇〇氏他 1 名。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 24。所在・地番：柳原中道〇〇番。地目：田。地積：453 m<sup>2</sup>他 2 筆で合計 3 筆 2,733 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町柳原〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 25。所在・地番：柳原中道〇〇番。地目：田。地積：624 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町柳原〇〇番地〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 26。所在・地番：横山字城前〇〇番。地目：田。地積：509 m<sup>2</sup>他 6 筆で合計 7 筆 6,172 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 27。所在・地番：横山字岡名〇〇番。地目：田。地積：244 m<sup>2</sup>他 4 筆で合計 5 筆 1,762 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 28。所在・地番：横山字向田〇〇番。地目：田。地積：517 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 29。所在・地番：横山字向田〇〇番。地目：田。地積：1,773 m<sup>2</sup>他 1 筆で合計 2 筆 2,173 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

番号 30。所在・地番：横山字長街〇〇番。地目：田。地積：1,021 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇〇氏。借受人：番号 14 に同じ。事由：番号 14 に同じ。

報告第 2 号は以上です。

### 報告第 3 号「農地の転用事実に関する照会について」

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号 11。所在・地番：桜台字諏訪森下〇〇番。地目：畑。地積：441 m<sup>2</sup>他 2 筆で合計 3 筆 702 m<sup>2</sup>。変更登記地目：いずれも山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。調査・報告地目：令和 3 年 11 月 22 日現地調査。照会地 3 筆の現況は筆の大部分に木の切り株が残っており、大きなものでは樹齢が推定 50 年近く経過しているものもあった。申請者は 4~5 年前に業者に伐採作業を依頼していたとのことであるが、これらの切り株を一つ取り除くだけでも 3t の重機で 1 時間は掛かるとのことであるため、通常農家が保有する耕作機械での農地への復元は困難であると判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町大多喜〇〇番地〇

〇〇〇氏。

報告第 3 号は以上です。

報告第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消しについて」

下記のとおり、農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願の提出があったので報告する。

1 農地法 5 条の規定による許可申請年月日：令和 3 年 7 月 21 日

2 許可を受けた者の住所、氏名及び土地の表示

番号 4。譲受人：大多喜町猿稻〇番地 有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇。譲渡人：大多喜町猿稻〇〇番地〇〇〇〇。許可申請取消に係る土地：所在・地番/猿稻字〇〇番、地目/田、地積/1,009 m<sup>2</sup>。用途：資材置場。取下理由：本申請地の隣接地と共に所有権移転をして資材置場として転用する土地が一筆漏れ落ちとなっていたため、一旦取下げを行い新規に申請を行うため。

報告第 4 号は以上です。

報告第 5 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に関する農地転用の届出について」

下記のとおり、届出があったので報告する。

番号 1。所在・地番：田丁字番匠町〇〇番。地目：畑。地積：1,000 m<sup>2</sup>。転用の目的に係る施設：農業用作業倉庫。届出者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。建築面積及び数量：170.9 m<sup>2</sup>。

番号 2。所在・地番：横山字細谷〇〇番。地目：田。地積：125 m<sup>2</sup>。転用の目的に係る施設：農業用倉庫。届出者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。建築面積及び数量：28.2 m<sup>2</sup>。工事期間：令和 3 年 12 月 20 日から令和 4 年 1 月 31 日。

報告事項は以上で終了となります。

議 長  
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

事 務 局  
(伊 嶋)

2 点ございます。

1 点目は、1 月総会の提出案件に係る現地調査についてですが、議案の提出期限が 12 月 21 日で総会が 1 月 6 日となっておりますが、12 月 29 日から 1 月 3 日が年末年始の閉庁期間となるため、通常の月に比べて日程的な余裕がありません。このようなことから担当地区の議案が提出された場合は早めに日程調整を行わせてい

ただきますので、委員の皆様にはご協力をお願いいたします。

2点目は、過日お願いいたしました活動記録簿のご提出につきまして期限内での提出にご協力をお願いいたします。

事務局からは以上です。

議 長  
(渡辺会長)

事務局から説明がありましたが、委員各位におかれましてはご協力をお願いいたします。

それでは以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 長  
(秋山課長)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

閉 会 (午後 3 時 2 0 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月7日

議長 渡辺忠洋

署名委員 加曾利益弘

署名委員 佐川順一郎